

公務員の高齢期の雇用問題について(最終報告)概要  
「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」(座長：清家 篤 慶應義塾長)

**背景** 公的年金支給開始年齢の段階的引上げ

～平成24年度	平成25年度	平成37年度～
60歳	61歳	65歳

現在、公務員の定年年齢は、原則60歳

国は、雇用と年金の連携を図るため、既に民間企業に対し、65歳までの雇用確保措置を**義務化**(高年齢者雇用安定法)

民間企業のうち、**96.2%が実施済み**  
(平成20年6月1日現在)



雇用と年金の連携を図り、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるようにするため、公務員についても、定年年齢を段階的に65歳に引き上げる必要

**実現のための条件**

組織活力の維持

給与カーブの見直し、特に60歳以降の水準引下げによる総給与費の増加の抑制

各府省は65歳までの雇用維持を実現可能とするための人事管理を具体化

**必要な新しい仕組み等の検討～組織活力と公務能率の確保策**

役職定年制

職員の希望による60歳以降の短時間勤務

高齢期まで勤務するための能力開発

専門性を活用できる大学・公的機関への現役出向

早期退職を支援する退職金

退職後の生活を保障する年金・退職金